野々市市に編入する区域
　白山市横江町六四七の六から六四七の九まで、六六一の四、六六一の五、六八四の三、二三七六八、二三七七、番匠町九の二、九六二から九六五まで及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部、番匠町九五七、九五八に隣接する水路である公有地の一部

○総務省告示第百九十四号

　市の境界変更
　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、宮城県仙台市と多賀城市との境界を次のとおり変更する旨、宮城県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
　右の処分は、平成二十五年七月一日からその効力を生ずるものとする。
　平成二十五年四月二十二日
　　総務大臣　新藤　義孝

　仙台市に編入する区域
　多賀城市前一丁目八四の一、八五の一、八六から八八まで、八九の二、九〇、九五の二、九六の二、九七の四、一一二の四、一一二の五、一一二の七、一一二の九、一一二の一〇、一一九の一から一一九の六まで、一二二の五から一二二の七まで、一二五の九、一四六の二、一四六の三、一五〇の三、一五〇の四、一五〇の七、一五三の二、一五三の四、一五三の九、一五三の一〇、一八三の六、一八四の二、一八五、一八六の六、一八六の七、一八七の三、三七一、三七三、四〇二、四〇三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の一部、宮内一丁目三〇九の一、三〇九の四から三〇九の八まで、三二一の二、三二二の一、三三〇の二及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部

○法務省告示第百五十八号

　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三条第一項第七号の規定に基づき、同号の団体として次の団体を指定する。
　平成二十五年四月二十二日
　　法務大臣　谷垣　禎一

名称	主たる事務所
釧路土地家屋調査士会	北海道釧路市宮本一丁目二番四号

　多賀城市に編入する区域
　仙台市宮城野区中野字沼頭一の一、一の六、六の二、六の四、七の二、八の一、八の二、九の一、九の三、一〇の六、一〇の一〇から一〇の一四まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の一部、字上小袋田三六の三、三六の六、三六の七、五九の一、五九の一四、字沼向七三の二、七七の三、七七の四、七八の二、七九の二、八五の四及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部

○法務省告示第百五十六号

　北海道砂川市役所備付けの次の戸籍が滅失した。
　平成二十五年四月二十二日
　　法務大臣　谷垣　禎一

北海道砂川市宮川町一番地　髙橋善二郎
同市宮川町一番地　**佐**藤　義雄
同市吉野二条南三丁目百十八番地六十二　髙坂　佳**邦**
同市東豊沼百八十三番地　原田　清
同市豊沼町七十二番地　寺林　精一
同市宮川町一番地　髙橋　正吉
同市宮川町一番地　岩井　**勢**
同市吉野三条南三丁目百二十五番地　村山勝四郎
同市宮川町一番地　**今**井　倉吉
同市西五条北七丁目一番地　菅井　健
同市西五条南三丁目石狩川堤防用地　小畠常三郎
同市西三条南六丁目七番地　上西　博
同市西四条北四丁目七番地　三上末太郎
同市西二条北一丁目十一番地　松本　昇
同市西一条北二十三丁目九十七番地　林　米藏
同市西三条北一丁目九番地　西村　幸雄
同市西三条南二丁目七番地　神山　政志

○法務省告示第百五十七号

　青森県八戸市役所保存の次の除籍が滅失した。
　平成二十五年四月二十二日
　　法務大臣　谷垣　禎一

青森県三戸郡豊崎村大字七崎字長窪四十一番一号地　赤坂　正喜

○甲府地方検察庁告示第一号

　公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を変更したので、次のとおり告示する。
　平成二十五年四月二十二日
　　甲府地方検察庁検事正　米村　俊郎

　山梨県甲府市中央一丁目十一番八号　甲府法務総合庁舎　甲府地方検察庁企画調査課内情報公開窓口

○外務省告示第百五十四号

　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第四条第一項の規定に基づき、左記の地域を「外国公館等周辺地域」として指定する。
　平成二十五年四月二十二日
　　外務大臣　岸田　文雄

一　在名古屋中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年五月二日から平成二十六年五月一日まで	名古屋市東区 泉一丁目（十八番から二十一番まで） 泉二丁目（十九番から二十九番まで） 泉三丁目（十九番から三十一番まで） 東桜一丁目（四番から八番まで、十三番及び十四番） 東桜二丁目（一番から十七番まで） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

二　在札幌中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年五月十二日から平成二十六年五月十一日まで	札幌市中央区 南九条西二十三丁目（四番） 南十条西二十三丁目 南十一条西二十一丁目（二番及び三番） 南十一条西二十二丁目 南十一条西二十三丁目 南十二条西二十一丁目 南十二条西二十二丁目 南十二条西二十三丁目 南十三条西二十一丁目 南十三条西二十二丁目 南十三条西二十三丁目 南十四条西十八丁目（四番から六番まで） 南十四条西十九丁目 南十五条西十九丁目 伏見一丁目 伏見二丁目（一番から五番まで） 旭ヶ丘一丁目（三番、七番から十一番まで及び十三番） 旭ヶ丘二丁目 旭ヶ丘三丁目 旭ヶ丘四丁目 旭ヶ丘五丁目 旭ヶ丘六丁目（一番） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点。

三　在大阪中華人民共和国総領事館周辺地域

期間	地域
平成二十五年五月十二日から平成二十六年五月十一日まで	大阪市西区 江戸堀二丁目（四番から八番まで） 江戸堀三丁目 京町堀二丁目（五番から十四番まで） 京町堀三丁目 **靱**本町二丁目 **靱**本町三丁目 西本町二丁目 西本町三丁目 江之子島一丁目 江之子島二丁目